

7. お支払い対象旅行代金

- (1) 参加されるお客様は満12歳以上の方はおとな代金、満3歳以上12歳未満の方は小人代金が適用となります。コースによっては幼児代金・乳幼児代金等の設定がございます。
- (2) 「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットまたはホームページの価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」または「基本代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、観光料金、消費税等諸税、空港施設利用料金(空港により必要な場合)。
- 2) 添乗員付コースの添乗員同行費用。
- 上記の費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前8項目以外のものは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
- 1) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
- 2) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報・電話料等の個人的性質の諸費用、それに伴う税(消費税等諸税)・サービス料。
- 3) ご希望者のみ参加されるオプショナルプラン(別途料金の小旅行)の代金等。
- 4) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金と割引代金

- 第7項目でいう「追加代金」及び「割引代金」は当社が募集広告またはパンフレット、ホームページなどに表示した以下のものをいいます。
- 1) 追加代金
① ホテルまたはお部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
② 航空便の選択や航空機使用座席の等級の選択による追加代金。
③ レンタカーのクラスのグレードアップのための追加代金。
④ 「食事なしプラン」などを基本とする場合の「食事付きプラン」などの追加代金。
⑤ 「観光なしプラン」などを基本とする場合の「観光付きプラン」などの追加代金。
⑥ 「延泊プラン」「中途延泊プラン」による延泊代金。
⑦ その他「〇〇〇プラン」「〇〇〇追加代金」とし追加代金を表示したもの。
- 2) 割引代金
① 「小人割引」「グループ割引」など、年齢、参加人数、その他条件による割引代金。
② 旅行開始日の「〇〇日前」の申し込みによる「早割〇〇〇円割引」という割引代金。
③ その他「〇〇〇割引」とし割引代金を表示したもの。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに、当該事由が関与し得るものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の変更

- 1) 当社は利用する運送機関の運賃が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 2) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。
- 3) 第11項目により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。
- 4) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金の額を変更することができます。

13. お客様の交替

- 1) お客様は、当社の定める申し込み期限内であらかじめ当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合お客様は所定の事項を記入のうえ、交替に要する所定の金額(取消料と同率)の手数料をお支払いいただきます。
- 2) 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方がこの旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することになります。なお、当社は申し込み期限・空席状況などによりお客様の交替をお断りすることができます。

14. お客様による旅行契約の解除

- (1) 旅行開始前の解除
ア) お客様は、第15項目に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、解除の申し出は当社の営業時間内にお受けいたします。
- イ) お客様は、次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- ア) お客様が、第11項目に基づき契約内容の重要な変更があった場合。ただし、その変更が第23項目の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。
- イ) 第12項目に基づき旅行代金が増額されたとき。
- ウ) 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により、旅行の継続が不可能になったとき。
- エ) 当社が本項「(2) (イ)」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものといたします。
- エ) 解除の効果及び払戻し
- 本項「(2) (イ)」に記載した理由で当社が旅行契約を解除したときは、第15項目によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目ですべて支払い、またはこれから支払われなければならない費用があるときは、これをお客様のご負担いたします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が今までその提供を受けている旅行サービスにかかる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払べき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払戻いたします。
- オ) 本項「(イ)」a)、c)により当社が旅行契約を解除した時は、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻る為の必要な手配をいたします。

15. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料をいただきます。尚、複数人数でご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

1. 国内旅行に係る取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除無連絡不参加
	21日前にあたる日まで	20日前以降にあたる日まで			
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%
					旅行代金の100%

2. 「あなたび」の場合

(私らしく「宿泊プラン」の場合は上記「1」の取消料が適用されます。)

取消日	利用開始日の前日から起算してさかのぼって		利用開始日の当日	利用開始後の解除無連絡不参加
	4日前にあたる日まで	3日前以降前日まで		
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

- (2) オプショナルプランも上記1の取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は100%となります。
- (3) 当社の定める申し込み期限内に、お客様のご都合で出発日・コース・利用便・宿泊ホテル等行程中の一部を変更される場合にも取消とみなし、上記の取消料が適用されます。
- (4) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約料をいただきます。

16. 当社による旅行契約の解除

- (1) 旅行開始前
ア) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われない時は、当社は旅行契約を解除することができます。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- イ) 当社は次にあげる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
- ア) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年令、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- イ) お客様の病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- イ) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
- イ) お客様が契約内容に違反し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- イ) お客様の人数が、募集パンフレットまたはホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日前にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
- イ) スキー目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しない時、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
- イ) 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- イ) 当社は本項「(1) (イ)」により旅行契約を解除したときは、すでに收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

17. 旅行代金の払戻し

1. 旅行代金の払戻し

- 当社はお客様に対し払戻しすべき金額が生じた時は、次のとおり払戻しいたします。
- (1) 旅行開始前の旅行契約解除による払戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。
- (2) 旅行開始後の旅行契約解除及び旅行代金減額分の払戻しは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- (3) クーポン類の引渡し後の払戻しについてはお引渡したクーポン類が必要となります。クーポン類の提出がない場合には旅行代金の払戻しができないことがあります。
- (4) 本項「(1)」の規定は、第19項目または第21項目で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではございません。

18. 添乗員・旅程管理

- 1) 添乗員が同行する旨を表示したコースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 2) 現地添乗員が同行する旨を表示したコースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項「(1)」における添乗員の業務に準じます。
- 3) 「個人旅行」は添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- 4) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間ににおいて、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
- 5) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

19. 当社の責任

- 1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 2) お客様が次に掲げる理由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。
- ① 天災地変、気象条件、暴動、これらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ② 運送・宿泊機関の事故若しくは火災、サービス提供の中止、またはこれらのため生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ③ 官公署の命令、または伝染病による隔離
- ④ 自由行動中の事故
- ⑤ 食中毒
- ⑥ 盗難
- ⑦ 運送機関の遅延、不通、経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮
- ⑧ 手荷物について生じた損害については、本項「(1)」の規定にかかるらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失ある場合は除く)として賠償いたします。

20. 特別補償

- 1) 当社は第19項目「(1)」の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当該旅行契約特別補償規程で定めるところにより、当社が実施する国内募集型企画旅行に参加するお客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外米の事故によってその生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円をお支払いいたします。また所定の身の回り品に損害を被ったときは約款の別紙「特別補償規程」により損害補償金(15万円を限度、ただし1個または一对についての補償限度は10万円)をお支払いいたします。ただし当社は現金、クレジットカード、クーポン券、航空券、その他約款の別紙「特別補償規程」第18条「(2)」に定める品目については補償いたしません。
- 2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、疾病などの他、募集型企画旅行の旅行日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量活動機(モーターハンググライダー、マイクロライド機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項「(1)」の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。
- 3) 当社が第19項目「(1)」の責任を負うことになったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(または全部)に充当いたします。
- 4) 当社は、募集パンフレットまたはホームページおよび旅行日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明記された日(これを当社では「無手配日」といいます。)については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明記した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはみなしません。

21. お客様の責任

- 1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- 2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めています。
- 3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

22. オプショナルプランまたは情報提供

- 1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を收取して当社が実施する募集型企画旅行(以下「当社企画・募集・実施のオプショナルプラン」といいます。)は募集パンフレットまたはホームページなどで「企画・実施:ANAセールズ株式会社」などと明示いたします。当社企画・募集・実施のオプショナルプランに対する第20項目の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱いいたします。
- 2) 募集パンフレット、またはホームページなどでオプショナルプランの企画・募集・実施が当社以外である旨を明示した場合には、オプショナルプラン参加中にお客様に発生した第20項目(特別補償)で規定する損害に対しては同項の規定に基づき損害補償金又は見舞金を支払います。また、当該オプショナルプランの催行に係る主催者の責任及びお客様の責任はすべて、当該オプショナルプランが催行される当該主催者の定めによります。
- 3) 当社は、募集パンフレットまたはホームページなどで「単なる情報提供」として可能なスポーツなどを記載する場合がございます。この場合当社の募集型企画旅行参加中に、当該可能なスポーツによりお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項目の特別補償規程は適用いたしますが、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- 1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次の①、②、③で規定する変更を除きます。)は、第7項目で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。ただし、当該変更について当社に第19項目「(1)」の規定に基づく責任が発生することができる場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部としてお支払いいたします。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金をお支払いいたしません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金をお支払いいたします)。
- (a)